

小田原市ファミリー・サポート・センター

利用料補助制度のご案内

小田原市ファミリー・サポート・センターのおねがいさん（依頼会員）で、本市にお住まいの方のうち、次のいずれかに該当する方に対して、利用料金の一部を補助します。

1 対象となる方

- ひとり親家庭（児童扶養手当を受給している方）
- 市民税非課税世帯
- 生活保護世帯
- ダブルケア負担の世帯（育児と親族の介護を同時に行っている世帯）

※子育てのための施設等利用給付の第2号又は第3号の認定を受け、ファミリー・サポート・センターの利用料の無償化を受けている方は対象外です。

2 補助額

1か月の利用料金の**2分の1**（1か月あたり1万円を上限とします。）

※実費（食事とおやつ等）や交通費は補助対象外です。

3 申請に必要な書類

- 小田原市ファミリー・サポート・センター利用料補助金交付申請書
 - 申請書は、市役所5階子育て政策課窓口にあります。
 - 市のホームページからダウンロードすることもできます。
 - 令和8年1月1日から申請書の様式が変更しましたので、ご注意ください。
- 援助活動報告書の写し（複数枚ある場合も1か月分まとめて提出してください。）
- 補助対象者の区分によって、それぞれ次の添付書類が必要です。

| 対象者 | 申請に必要な添付書類 |
|---------------------------------|---|
| ひとり親家庭（児童扶養手当を受給している方） | 児童扶養手当証書の写し（★） |
| 市町村民税非課税世帯の方 | 市町村民税の非課税証明書（★） （※援助を受けた年度のもの。ただし4月分から6月分までは前年度のもの。） |
| 生活保護を利用している世帯の方 | 福祉事務所長が発行する証明書（★） |
| ダブルケア負担の世帯（育児と親族の介護を同時に行っている世帯） | 介護を受ける親族の介護保険被保険者証の写し（★） |

注1 ★の書類は、市が公簿等を確認することに同意いただける場合は、添付を省略することができます。

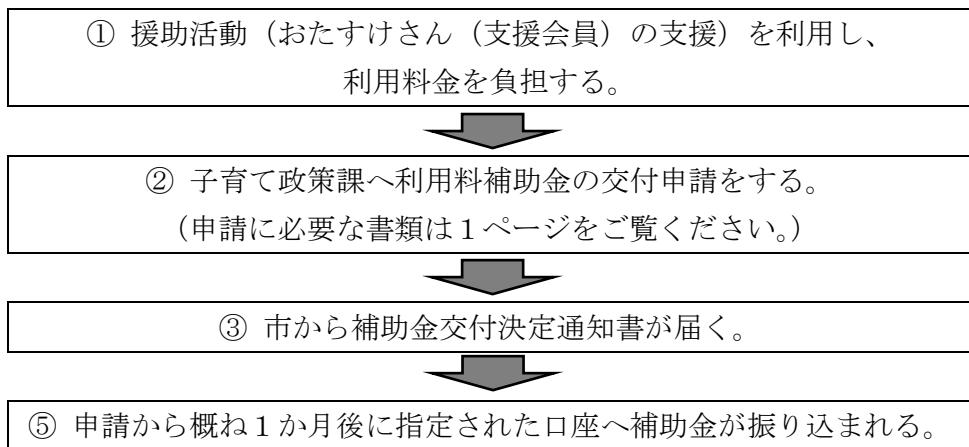
注2 非課税世帯のうち、1月2日以降に他市町村から転入してきた方は、前の市町村から発行された非課税証明書の提出が必要です。

注3 添付書類は、援助活動を受けた時点（利用月）の状況が分かる書類を提出してください。

（例）4月利用分を10月に申請する場合でも、4月時点の書類を添付

注4 補助対象要件を引き続き満たしていることを確認するため、添付書類は毎回提出してください。

4 手続きの流れ



5 申請書の提出先・申請方法

小田原市子育て政策課（市役所本庁舎5階・赤通路）の窓口まで直接お持ちいただき、郵送又はメールにてご提出ください。

※申請書類は、代理の方が市役所窓口にお持ちいただいても構いません。

6 申請期限

援助活動を受けた月の翌月から6か月以内

（例）4月利用分 → 10月31日まで（必着）

【提出・お問合せ先】

○ 小田原市子ども若者部 子育て政策課 子育て政策係

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

電話：(0465) 33-1874

メール：ko-kosodate@city.odawara.kanagawa.jp



市ホームページ

（令和8年1月作成）